

北日本ガス株式会社 行動計画

従業員全員（社員及び有期契約従業員）がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 8月 1日～平成34年 7月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての従業員向けの周知文を作成し、従業員全員に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

●平成29年 8月～ 周知方法等の検討開始

●平成30年度～ 制度に関する周知文の作成・配布、従業員を対象とした研修および社内広報による周知

目標2：従業員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

＜対策＞

●平成29年 8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

●平成30年 4月～ 計画的な取得に向けて定期的に社員及び管理職に向けに周知を行う

●平成30年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

●平成30年10月～ 職場内で達成状況等を公開し、有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める

目標3：平成34年 7月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間480時間未満とする。

＜対策＞

●平成29年 8月～ 所定外労働の原因の分析等を行う

●平成30年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を随時実施

●平成30年 4月～ 社内広報等による社員への周知

●平成30年10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施